

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項前段及び第13条第3項前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市水道事業条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)

第6条第1項の規定は、平成31年11月1日(京都市水道事業条例第17条第2項の規定により隔月に水道メーターの検針を行う場合にあつては、同年12月1日。以下「適用日」という。)以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第13条第3項の規定は、適用日以後に決定する使用水量に係る減額措置後の料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る減額措置後の料金については、なお従前の例による。

(上下水道局経営戦略室)